

～欧州人権裁判所の歴史的な判決

アージェンダ訴訟のような、中央政府や地方政府の気候変動緩和のための取組に異議を唱え、目標の引上げや法律・政策の実施を求めるタイプの裁判は、「枠組み訴訟」又は「体系的訴訟」などと呼ばれています。オランダ最高裁判所判決を受けて、世界の多くの国に同様の訴訟が提起されました。その一つがスイスにおけるシニアの女性たちの訴えでしたが、スイスの最高裁判所はこれを棄却しました。

欧州人権裁判所は、国内裁判所で認められなかった人権侵害の訴えをさらに審査する裁判所です。ここで、2024年4月に、スイス国の気候変動対策についての歴史的な判決の言い渡しがありました

国の不十分な気候変動対策は人権侵害

2024年4月9日、フランス・ストラスブールにある欧州人権裁判所で、歴史的ともいえるべき重要な判決が言い渡されました。それは、市民らによる「スイス政府の不十分な気候変動対策は人権侵害である」との主張を認め、スイス政府の行為を違法とするものでした。

判決は、気候変動枠組条約及びパリ協定への合意により「各締約国はそれぞれに気候変動に対処するための措置を講じる責任を負う」とした上で、欧州人権条約8条が保障する「個人生活及び家族生活の尊重を受ける権利」に照らせば、「国には、気候変動によって引き

起こされる悪影響とそのリスクから生じる生命、健康、幸福及び生活の質に対する重大な悪影響から個人を効果的に保護するための役割を果たす義務がある」と指摘しました。そして、スイスのカーボン・バジェットの算定等による排出削減目標の設定とその実現対策等、気温上昇を産業革命前から1.5℃の上昇にとどめるための努力を怠ってきたスイス政府の行為は、条約8条に違反すると結論付けました。

**シニア女性たちによる
未来の世代のための訴訟**

この裁判は、2020年に、スイスの女性たちによる団体「気候保護のためのシニア女性の会（KlimaSeniorinnen）」と4人の女性たちによって提起されました。

当初、裁判は2016年にスイス国内の裁判所に対して提訴されましたが、連邦行政裁判所と連邦最高裁判所が訴えを棄却したため、2020年に欧州人権裁判所に訴えを起こしました。欧州人権裁判所は、EUの加盟国や英国など46か国が加盟する欧州評議会の人権救済組織で、加盟国の公権力の行使による人権侵害を事件として取り扱う裁判所です。



欧州人権裁判所
© Greenpeace / Shervine Nafissi



判決直後、欧州人権裁判所前の原告メンバーら
© Miriam Künzli / Greenpeace

2500人以上が参加するシニア女性の会は64歳以上のメンバーで構成され、そのほとんどを70代の女性が占めています。複数の研究によれば、高齢者は気候危機や熱波の影響を受けやすく、女性は男性よりも健康を害しやすいとされます。訴訟では、原告ら個人の申立は却下されましたが、シニア女性の会の申立は認められ、高齢女性が気候変動の影響を特に受けやすいこともスイス政府による人権侵害の根拠とされました。しかし、彼女らの粘り強い活動の根底には、自分たちの日々の暮らしに、子どもや孫の世代の未来を守りたいという強い思いがありました。

彼女らの思いは判決当日に発したメッセージにも現れていました。欧州人権裁判所は、同日の判決で、ポルトガルの12歳から24歳までの若者たちによる訴えについては「国内での手続きが尽くされていない」ことを理由に却下しました。これに対し、シニア女性の会はこのコメントしました。

“私たちの勝利は、全ての世代にとっての勝利です。とりわけ、長期的な気候改善の恩恵を受けることになるポルトガルの若者たちの世代にとって、法廷に若者がいたことで、裁判官たちに未来の人権というものを示すことができたのです。”



KlimaSeniorinnenのメンバーたち
© Greenpeace / Shervine Nafissi

■ 欧州人権裁判所の位置づけと判決の影響

この判決の重要な意義は、「気候変動による悪影響から効果的に保護される権利」が個人の権利として認められた点にあります。欧州の国際人権裁判所が、初めて、気候変動の問題を人権問題として取り上げたのです。

欧州人権裁判所の判決は、加盟国に対して直接的な拘束力を持ちます。このため、スイス政府は、判決に従って十分な気候変動対策を講じる義務を負います。判決は、スイス以外の加盟国に対しても判例として影響を与えることになります。

この判決は、気候変動の影響を受ける人々を代表して訴訟を提起する法的地位を環境団体に対して認めました。今後、加盟国の政府による気候変動対策が不十分な場合には、同様の訴訟が欧州人権裁判所に対して提起されることが予想されます。

(増本志帆)